

盛岡市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画に基づく介護施設の設置及び運営事業者募集要項（第4次募集分）

(平成25年9月)

盛岡市保健福祉部 介護高齢福祉課

〒020-8530

盛岡市内丸12-2

(盛岡市役所別館5階)

電話 019-651-4111 内線3545（事業所指定係）

FAX 019-651-1181

Eメールアドレス kaigo@city.morioka.iwate.jp

ホームページアドレス

<http://www.city.morioka.iwate.jp/hokennennkin/kaigohoken/index.html>

【 目 次 】

1 はじめに.....	2 ページ
2 募集内容.....	2 ページ
3 応募事業者の資格.....	2 ページ
4 応募の受付期間及び方法等.....	2 ページ
5 募集要項等に関する質問.....	3 ページ
6 提出書類.....	3 ページ
7 事業者の選考方法.....	3 ページ
8 結果の通知及び公表.....	3 ページ
9 設置に伴う補助制度について.....	4 ページ
10 禁止事項と欠格事項等について（重要事項）.....	4 ページ
11 応募に当たっての留意点.....	4 ページ

別 紙

別紙1 提出書類一覧（認知症対応型デイサービス用）

別紙2 質問送付票

1はじめに

盛岡市は高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画において、平成24年度から平成26年度までの間に整備する介護施設等の整備数を定め、計画的に整備を進めております。また、この計画では地域包括ケアの推進を重点事項としており、その実現のための取り組みを行っています。

今回の募集はこの計画に基づき、次の介護施設の運営事業者を募集するものです。

2募集内容

(1) 募集施設等

募集する施設およびサービス種類は下記のとおりです。

募集N o. 1

- | | |
|-------|------------------------|
| ・募集施設 | 認知症対応型デイサービス（単独型又は併設型） |
| ・募集数 | 1施設 |
| ・整備区分 | 新設、又は、既存施設への併設 |
| ・開設時期 | 平成27年3月31日まで |
| ・提出書類 | 別紙1 提出書類一覧のとおり |

3応募事業者の資格

- (1) 「老人福祉法(昭和38年法律第133号)」、「介護保険法(平成9年法律第123号)」並びに「盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」に定める指定基準等を満たす者。
- (2) 介護保険法に定める業務の指定の取り消し及び廃止をされたことのない者。
- (3) 法人市民税、固定資産税、軽自動車税に滞納がない者。
- (4) 現在及び過去2年以内に、盛岡市の競争入札参加資格者の指名停止措置を受けていない者。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律225号)による手続きをしている法人でないこと。
- (6) 役員(就任予定者含む)等が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと。

4応募の受付期間及び方法等

(1) 受付期間

各月の末日を締切として随時受付を行い、各月単位で応募のあった申請から書類審査により運営事業者を決定します。

※土曜、日曜及び祝日を除く

(2) 応募方法等

ア 応募にあたっては、所定の様式により応募書類を提出してください。

- イ 提出先は、盛岡市役所本庁舎別館 5 階 保健福祉部高齢福祉課事業所指定係とします。
ウ 事前に電話等で提出日時を予約したうえで持参して下さい。（郵送による応募は不可）
エ 受付の際、書類等に不備等がある場合は受理しません。
オ 応募書類の提出にあたっては、運営事業者が持参して下さい。

5 募集要項等に関する質問

募集要項等の解釈などに関する質問及び回答は、次により行います。

(1) 質問の方法

質問の内容を簡潔にまとめて、(別紙 2)「質問送付票」に記入の上、電子メール又は FAX により提出してください。

(2) 質問の受付

ア 期 間 応募受付期間に同じ

イ 時 間 随時

ウ 送信先 盛岡市役所保健福祉部介護高齢福祉課事業所指定係あて
FAX番号 … 019-651-1181

Eメール … kaigo@city.morioka.iwate.jp

※電話及び口頭での質問の受付は行いません。

(3) 回答の方法

電子メール又は FAX により行います。

6 提出書類

- (1) 別紙 1 提出書類一覧のとおり提出してください。
- (2) 提出部数は、申込時に 1 部（原本）とし、受付受理後に副本 部の提出を求めます。
- (3) 提出書類はすべて A4 サイズに統一し、フラットファイル又はパイプ式ファイルに綴じてください。（A3 図面等は A4 サイズ折りにし、A5 や B5 サイズの用紙等は、A4 用紙に貼り付けて綴じてください。）
また、番号入り仕切紙（仕切紙に番号入りのインデックスを付ける）をはさみ、書類番号ごとに綴じて下さい。
- (4) フラットファイル等の表紙・背表紙に、法人名及び応募する施設種別を記載して下さい。
- (5) 受付期間経過後の資料の追加提出、差し替え等は受け付けしません。ただし、整備予定事業者の選定等にあたって、市が必要と認める場合は追加書類を求める場合があります。また、運営施設の調査を行うことがあります。

7 事業者の選考方法

- (1) 運営事業者の選定は、別に定める高齢者保健福祉計画・第 5 期介護保険事業計画に基づく介護施設の設置及び運営事業者候補者選定要領（第 4 次募集分）に基づき市が決定します。
- (2) 審査結果によっては、運営事業者を選定しない場合があります。

8 結果の通知及び公表

選定結果は、応募者に通知するとともに、選定事業者を市ホームページに掲載します。

9 施設整備に要する経費に対する補助制度について

各年度の岩手県及び盛岡市の予算の成立等を条件とし、下記のとおりです。

※ 今回の選定をもって、補助金の交付対象とすることを保証するものではありません。補助金協議等は選定後に別途行いますので、補助金不交付となることも想定し資金計画の策定に当たってはこれに対応できるよう計画して下さい。

(1) 建設費（ハード）補助

○介護サービス施設等整備臨時特例事業費補助金（対象募集No.1）

対象施設 … 「認知症対応型デイサービス」

補助基準額 … 1施設あたり 1,000 万円

10 禁止事項と欠格事項等について（重要事項）

(1) 審査の前に、次の行為を行なった場合、審査を行なうことなく不適とします。

- ・審査員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合
- ・その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

(2) 応募書類に関し、次に該当する場合は審査を行なうことなく不適とします。

- ・提出された書類の内容に、重大な不備又は虚偽があったと認められる場合

(3) 運営事業者に選定された場合であっても次に該当する場合は不適とします。

- ・提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
- ・重要な事項（計画予定地、施設の構造、資金の確保等）に問題が生じ、施設開設が困難となった場合
- ・その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

11 応募に当たっての留意点

(1) 新たに施設建設を行う土地の選定にあたっては、盛岡市都市計画に基づき市街化区域を優先して選定してください。なお、市街化調整区域を事業予定地とする場合、市街化区域を選定しなかった理由を明らかにし、開発許可等の見込みがあるなど、要件を満たしていることが条件となります。

(2) 施設の建設にあては、盛岡市の木材等地元資源を可能な限り活用するよう計画してください。

(3) 一度受理した事業計画書であっても、介護高齢福祉課で調査の結果、開発許可が得られない等、事業計画が成り立たないことが判明した場合には、面接審査を行うことなく不適となりますので、事前に関係部署と十分な協議・調整を行ってください。

(4) 提出した建設事業計画書及び添付資料等の返却はいたしません。また、申込書等の作成に伴う費用は全額申請者の負担となります。

(5) 各施設等の募集内容における開設時期について、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、時期を変更する場合があります。